

議案第121号

入間市介護保険条例及び入間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和2年12月1日提出

入間市長 杉島理一郎

提案理由

租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市介護保険条例及び入間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(入間市介護保険条例の一部改正)

第1条 入間市介護保険条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(入間市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 入間市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例の規定による改正後の入間市介護保険条例附則第6条及び入間市後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、前項に規定する施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。